



「河南源兵衛記念碑除幕式」 中央公園

第1回定例会

- 平成19年度阿久根市一般会計予算95億4,500万円と5特別会計予算101億9,141万2千円及び水道事業会計予算を原案可決
- 平成18年度阿久根市一般会計補正予算の2億2,689万2千円を可決して、総額111億6,886万5千円となる。
- 一般質問に6人が登壇し、活発な議論を展開

平成19年第1回定例会は、2月23日から3月27日までの33日間の会期で開かれ、市長が平成19年度の施政方針を述べ、平成19年度当初予算7件が提案され原案のとおり可決されました。また、平成18年度補正予算8件、新たに生じた土地の確認についての議案など19件が提案され、いずれも原案どおり可決されました。このほか陳情1件を採択、1件を趣旨採択、1件を一部採択、1件を継続審査とし、意見書1件が原案可決されました。さらに、阿久根市長斉藤洋三君不信任決議が2名の議員より提出され、無記名投票による表決の結果、賛成2票、反対14票で否決されました。

第1回定例会で審議された議案等

議案番号	付 議 事 件	議決結果
議案第1号	平成18年度阿久根市一般会計補正予算(第9号)	原案可決
議案第2号	平成18年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第3号	平成18年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第4号	平成18年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第5号	平成18年度阿久根市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第6号	平成18年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第7号	平成18年度阿久根市水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第8号	新たに生じた土地の確認について	原案可決
議案第9号	字の区域変更について	原案可決
議案第10号	新たに生じた土地の確認について	原案可決
議案第11号	字の区域変更について	原案可決
議案第12号	市道路線の認定について	原案可決
議案第13号	市道路線の変更について	原案可決
議案第14号	北薩広域行政事務組合規約の変更について	原案可決
議案第15号	阿久根地区消防組合規約の変更について	原案可決
議案第16号	阿久根市議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第17号	阿久根市副市長定数条例の制定について	原案可決
議案第18号	阿久根市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する等の条例の制定について	原案可決
議案第19号	報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第20号	市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第21号	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第22号	阿久根市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第23号	阿久根市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第24号	阿久根市給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第25号	平成19年度阿久根市一般会計予算	原案可決
議案第26号	平成19年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第27号	平成19年度阿久根市簡易水道特別会計予算	原案可決
議案第28号	平成19年度阿久根市交通災害共済特別会計予算	原案可決
議案第29号	平成19年度阿久根市老人保健医療特別会計予算	原案可決
議案第30号	平成19年度阿久根市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第31号	平成19年度阿久根市水道事業会計予算	原案可決
議案第32号	平成18年度阿久根市一般会計補正予算(第10号)	原案可決
議案第33号	阿久根市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第34号	阿久根市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決
平成18年陳情第11号	単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合の上乗せ補助の実施についての陳情書	趣旨採択
平成18年陳情第12号	所管事務調査と政務調査費及び日当廃止条例案についての説明を求める陳情書	一部採択
陳情第2号	日豪EPA交渉に関する陳情書	採 択
意見書第1号	日豪EPA交渉に関する意見書	原案可決
	阿久根市長斉藤洋三君不信任決議	否 決
	常任委員会の所管事務調査について閉会中の継続調査を求める件	決 定
	議会運営委員会の所管する事務について閉会中の継続調査を求める件	決 定
陳情第3号	政務調査費の返還と辞職勧告等の決議を求める陳情書	継続審査

○議決結果（賛否が分かれた案件のみ）

議 案 名	議員名（議席番号順）														議決結果		
	木下孝行	竹原信一	鳥飼光明	築地新公女	児玉賢一郎	山下孝男	新坂上誠	的場真一	檜柑幸雄	濱之上大成	西田己之助	平田修二	山田勝	若松富春		庵重人	京田道弘
単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合の上乗せ補助の実施についての陳情書	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	◇	—	趣旨採択
平成18年度阿久根市一般会計補正予算(第9号)	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	◇	—	原案可決
平成19年度阿久根市一般会計予算	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	◇	—	原案可決

※その他の議案については、全員賛成で可決されました。 (表の見方) ◇は賛成、◆は反対
 ※京田道弘議長は、議長職のため表決（賛成、反対の意思表示）権はありません。

一 般 質 問

第1回定例会では6人の議員により、市政全般にわたり一般質問が行われました。以下、質問(Q)と答弁(A)の中から要約して紹介します。(発言通告順)

定住対策等について

鳥飼 光明 議員

まずは企業誘致の推進、地場産業の育成、起業家育成を積極的にしながら、多様な就業機会の創出に努めていきたい。

Q 桑原城工業団地の利用計画についてお尋ねしたい。

A 本団地は現在土地開発公社が十一万三千七百四十八平方メートルを所有しており、うち八万六千三百九十八平方メートルについて、林地開発に関する協議、開発行為に関する申請等の行政手続を進めている。協議が終わり次第、土地開発公社において効率的な団地整備を行いながら企業誘致等による利用促進に努めていきたいと考えており、今のところ宅地化する計画はない。

Q 市外からの居住者で、新築された人への税の軽減措置は考えていないか。

A 固定資産税の新築家屋に対する軽減措置が考えられるが、市外からの居住者に限らず新築の住宅に対しては、一定の要件に該当するときは新たに課税されることとなった年度から三年度分に限り、税額の二分の一が減額される。また、その住宅が三階以上の中高層

耐火住宅等の場合には五年度分に限り、適用されることになる。

Q Iターン、Uターン対策等について農地等の提供や研修期間の住居の提供等は考えていないのか。

A 研修期間の住居の提供については、一般住宅等の空き家を相談する対策を取らなければならぬと考えている。また、農業をやるうという人が四反以上求めているときは農地法で対応し、四反以下の場合は、リース特区で対応していくことになる。

Q 全国的に団塊世代の活用については、いろいろな施策が実施されているが、本市においてはどのような施策を講じているのか。

A これまで華の五十歳組でのアンケート調査等を行いながら実態把握に努めてきたが、今後は団塊の世代の人達を誘導、短期滞在、そして二地域居住を経て長期滞在、そして最終的に移住へとステップアップしていくための具体的な取り組みを進めたいと考えている。そのためにはU・Iターン者も含めた回帰志向者に対する定住支援窓口を設置

するなど、ニーズにあった情報提供支援策に取り組みしていきたいと考えている。

Q 市営住宅の管理及び整備状況について、現在住宅を申し込みしても空き家がなく多くの人が入居できず大変困っていると聞いている。各団地ごとの入居状況と申込状況、また老朽化のため入居できない住宅が何戸で、今後どのような計画で処理されるのか。家賃の最高額、最低額、入居している人の年収の最高、最低額は幾らか。また、市職員は入居していないか。

A 現在市が管理している住宅の戸数は公営住宅で五百四十三戸、一般住宅で十戸、合計五百五十三戸で、およそ六割が木造で耐用年数を超えた老朽住宅である。また、平成十七年度には市公的賃貸住宅基礎調査を実施し、これを元に本市における市営住宅整備水準や需要の推計を行い、整備目標を設定したいと考えている。

A 現在申し込みをされて待機されている方が三十八名、空き家が四十戸、そのうち三十八戸が政策空き家として、現在空き家があるのが、黒之

浜住宅、江月鼻住宅等となっている。また、市営住宅で一番高い家賃は五万九千九百円で、最低が三千百円、それから収入の高い方が五百六十九万九千円強、低い方が年金所得者の収入で数十万円であり、市職員は、一人入居している。

Q 折口駐在所移転については、大変長い間検討をされてきているが、現在どのような進捗状況なのか。
(都市建設課長)

A 警察署では、移転候補地について検討を進められたが、昨年の豪雨災害により、当初予定していた移転候補地のほとんどが不適地とされ、現在移転候補地の再検討をしている状況と聞いている。折口駐在所の移転問題については、移転候補地の情報提供と現地案内等を含め、積極的な協力を続けていきたい。

Q 国道三八九号線で、現在水道施設拡張工事が施工中であり、配水管が車道に布設され、歩道に布設されていない箇所が見受けられる。この地域は住宅の建設が予想されるが、今後水道管布設の計画はされないのか。また十八年度工事は完了したのか。それと個人

A 本市の人口は平成二十二年及び平成十七年度の国勢調査による変化率で試算すると、平成二十二年は二万三千人台になると予想されているが、

Q 定住対策等について、人口減が続いている現在、専門家によると二十年後の本市の人口は約一万八千人と推定されている。第四次総合開発計画等には具体的な方策が示されていないが、どのように計画しているのか。

住宅への引き込みの工事費についてはどうなっているのか。

A 補助対象としては、配水管布設は各路線に一本ずつであり、両側に布設することは国は補助対象としていない。今後は補助対象としていない。今後両側に布設する必要がある生じたときは、十分検討しないといけないが、片一方に十分住宅が並んでいないということもあって、今回はこのような形をとった。個人の給水装置の引き込みは市道等の公道部分については、平成十一年度から個人で給水装置工事事業者との私的契約に基づき実施することになる。

A 工事の進捗状況について、現在脇本地区簡易水道区域の未普及地域の工事はほぼ完了し、三工区が完成検査済みで、四工区がまだ検査が済んでいない。(水道課長)

Q 葬斎場の管理委託については、約五年前に委託され、現在毎年随意契約により委託されていると聞いているが、今まで公募をされなかった理由はなぜか。また、今後どのような委託契約をされるのか。

A 葬斎場の委託契約については、平成十四年四月一日から五年以上とし、十五年度以降

十八年度までは随意契約で委託している。公募で委託期間を五年以上としていたことや平成十九年四月一日からの委託では、年度途中となることを考慮して、平成十九年度についても平成十八年度と同じ業者へ委託したいと考えている。平成二十年度については、平成十九年度中に再度公募を行い、応募者の中から業者を選定し、入札による業務委託を検討したい。

食農教育等について

庵 重人 議員

Q 食育推進基本計画について、本市は農業と水産業のまちであり、豊富な地元食材を生かし、特に子供たちに食に関する体験学習等を通して、食べることへの感謝の念を持たせ、理解させるような本市独自の食育推進基本計画をつくるべきだと考えるがどうか。

A 本年度、地産地消推進計画を作成し、具体的な取り組みとして食育を含めた生産者との交流の場として、各学校で農家の指導による農業体験な

どの推進や関係機関との連携によるジュニア農業体験学習会の実施、直売所における地産農産物の利用促進活動への支援を進めている。また、食育推進計画については、本市の一人一人がみずからの食について考える習慣を身につけ、健康の向上につながる栄養バランスのとれた食生活を実践し、食文化への理解を深め、生涯を通じて健全で安心な食生活の実現を目指し、教育委員会等の関係機関と連携を図りながら、前向きに検討していきたい。

A 教育委員会としても国及び県が食育推進会議の設置を図り、食育推進計画を策定をしていく実施状況と、既に県内でも幾つかの市町が既に先導的に実施していることを含め、県内外の先導的な実施自治体の情報、資料等を求めながら、関係課との連携を十分図り、子供たちがさまざまな経験を通じて食に関する知恵と、食を選択する力を習得していくような健全な食生活が実践できるような方向を目指した策定に努めていきたいと考えている。(教育長)

Q 環境センターの移設問題に

ついて、この施設は平成二年二月十七日に地域住民と取り交わした覚書により、期限が平成二十二年三月までとなっているにもかかわらず、移転に向けた取り組みが一向に進んでいない状況である。施設周辺の住民からは、期限も残り少なくなっているのに何の動きも見えてこない現状に対して、いら立ちの色が濃くなっている状況にある。また昨年

の業務を専門のコンサルタントに委託し、その結果が二月末に出されたと聞いている。近いうちに正式に報告があるものと考えているが、その状況を見ながら、この問題に取り組んでいきたい。

十二月の広域事務組合議会の中で、現在の施設の存続も視野に入れて検討すべきではないか、地域住民もそれを望んでいるのではないかと発言があったかに聞くが、これが本当だとすれば実に遺憾であり、周辺住民の苦しみを見無視した発言である。移転問題に関する進捗状況はどうなっているのか。また、移転候補地がある程度特定されてきているのかお尋ねしたい。

A 移転計画の進捗状況と移転候補地選定については、現在出水市と長島町から推薦があった移転候補地について、地域としての特性、土地利用の利便性、経済性、施工法、関係する法律の規制など、これらの比較・検討を行うため

折口川の改修計画について、本年二月二日の新聞報道によると、国土交通省において昨年の大規模災害等を踏まえて二〇〇八年から十九年の治水事業の中期計画を策定することを決めたとの報道があった。どの事業を計画に盛り込むかは、過去の水害発生状況などを踏まえて、地方自治体の意見を聞いた上で決定することだが、現在米ノ津川や内川の激特事業が始まったばかりであり、国・県の苦しい財政状況からして、今すぐには困難と思われるが、これらの事業が終わるころには着工できるような中期計画に載せるべきだと考えるがどうか。

A 折口川の改修計画をできるだけ早い時期に着手するためには、国の治水事業計画に載せておくべきではないかというところであるが、我々としてもできるだけ早く計画され、事業推進がされることを希望

政務調査費の 監査等について

竹原 信一 議員

するもので、昨年七月の県北部豪雨災害発生以来、機会をとらえては国・県に対しお願いをしてきたところである。河川管理者である県土木部でも被災状況を把握され、改修の必要性についても十分認識され、改修に向けての検討を始めているとのことである。今回、国が治水事業十カ年計画を作成するのは、国が管理する河川に係る計画であり、中小河川の改修等事業は従来国の補助事業等の制度を利用することになるので、その申請に向けた行動をするとの県の見解を受け、本市としても積極的に要望活動を行い、協力体制を築いていきたいと考えている。

Q 十二月議会で政務調査費について代表監査委員に質問を行い、それに対して厳正に行い市議会議長と市長に対して報告書を提出しているとの回答であったが、この内容は市議会だよりにも掲載され多く

の市民が見ている。その後報道などで監査委員は政務調査費については、監査していなかったという内容の報道になっている。その報道に市議会だよりを見た市民は、うそを言ったというふうに認識していると思うが、これについてはどうか。

A 十二月議会で、監査に当たっては厳正に行っていると答弁をしたことと、今回の政務調査費の問題で報道機関においてこれまで全く監査を行っていないと報道されたことが整合性がないということであるが、今回問題になっている政務調査費の交付に関する部分については、財務に関する事務の執行ということで厳正に監査を行っている。また、議員の政務調査費については、通常五月末までに一年分を前払金として交付し、収支報告書については、翌年度の四月三十日までに議長に提出するようにになっており、前払金での支払いは財務会計上、返還金が生じない場合を除き精算事務の必要がないことと、収支報告書が翌年度に議長に提出されるので、収支報告書の内容については監査を行って

いないところである。今回報道機関からの取材を受けた際に、政務調査費の支出の流れについては監査を行ったことを説明したが、これまで全く監査を行っていないと報道されたことについては遺憾に思っている。(代表監査委員)

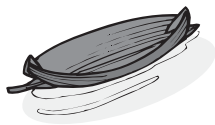
Q 退職金と市財政の今後の見通しについて、お尋ねしたい。
A 職員の退職手当は今年度の例の大量退職など、単年度で多額の支払いが生じて、その年度ごとに特別な負担金を必要としないことや負担率の平準化による財政運営の見通しが立てやすいことなどから、市町村職員退職手当組合に加入している。また、定年前の早期退職者に対する翌々年度の追加調整負担金の支払いについても、職員の人件費の減少分や退職手当準備基金の利用などで、円滑な財政運営ができるように計画しているところである。

Q 議会事務局と市長の関係に
ついてはどうか。
A 議会事務局と市長の関係は、議会事務局職員の任命権者は議長であり、議長の指揮、監督権の基に置かれることとなる。しかし地方自治法では予算を調製しこれを執行することとは市長の担任事務と規定しており、議会の財務関係の業務については市長の業務とされている。また事務決裁規程では、財務に関する事務を議会事務局長に補助執行させると定めており、このことから事務局職員の任命権は議長に属し、財務関係の業務については市長の権限により業務を行うことになっている。

Q 水道工事について、二・三メートルの水道で水道工事が行われ、水道管を入れるために五十センチ幅で掘削し、その後埋め戻して、仮復旧をアスファルトでされた。それで終わりかと思っていたが、その両側二十センチずつカッターで切って、二・三メートルのところを九十センチ真ん中がきれいな舗装になり、車が走る両側七十センチだけが古いままである。最初から採石

で仮復旧すれば、百メートル当たり十トンほどのアスファルトのごみは発生せず、再舗装のむだが省かれたと思う。財政は最小の財政負担で最大の効果を求められており、むだな金をかけないように努力する必要があるが、担当課だけではなく、それを超えた調整と負担をかけないようにつきも配慮が必要があると思うがどうか。

A 配水管布設工事については、市道及び県道を占用して布設することから、道路管理者との協議及び占用許可を受けて工事を行っており、県や市の道路管理者からは掘削後の埋め戻しの際は、歩行者等の通行の安全面などの理由により、仮舗装を行い、また路面の沈下が生じないように一定の自然転圧期間を設けて、その後本舗装を行うよう指示されたところであり、道路占用者としても工事の安全管理面を考慮して行ったものである。



阿久根市発注の入札制度等について

木下 孝行 議員

Q 市発注の入札制度について、零細企業のCクラス、Dクラスだけの工事に対して、平成十七年度までは最低制限価格を設定し、なぜ十八年度からなくしたのか。一千万以上の工事で五十万から百万、落札額が減っても何とかできるが、小さなクラスの場合はどうもできず、結局赤字を出してやらないといけない。地場産業の育成の観点から見てもおかしいと考えるが、この最低制限価格を設けないシステムを試行的に行うことをどのように考えているのか。

A 平成十八年度の入札分から、国・県の補助事業及び設計額一千万円以上の工事分を除き、試行的に最低制限価格を設定せず入札を実施してきたところである。今後については、現在までの試行結果の状況を踏まえながら、指名委員会等で十分に協議、検討していきたい。

Q 一般競争入札について、二

月末の新聞等の報道で、総務省、国土交通省と埼玉県など八自治体でつくる入札契約適正化連絡会議という国の諮問機関の報告で、一般競争入札を全市町村で導入することを柱とする報告書が大筋承諾したと報道され、一年以内に導入の方向、方針を策定しなければいけない。本市もこの制度を適用しなければならぬ時期がくると考えているが、対応について伺いたい。

A 一般競争入札については新聞等で御承知のとおり、現在国土交通省及び総務省などでつくる地方自治体の入札契約適正化連絡会議の中で報告書としてまとめられ、今後関係法令等の改正が予定されている。昨今における入札制度の流れとして談合防止策も含め、全自治体で一般競争入札の導入を視野に入れた改革が予想されることから、電子入札システムの導入、入札制度等の研究を図りながら対応したいと考えている。

Q 市は県の入札制度と同じ予定価格の事前公表システムを採用する考えはないのか。この制度のメリットは事前公表により競争原理が働き、官民

の透明性を明確化し、現在より適正な入札制度となるものであり、利便性や近隣自治体との制度の状況を考えると、ぜひ早い時期に実施すべきと考えているかどうか。

A 既に実施している自治体の中から幾つかの問題点として、落札額の高留まりや、安易な見積りなども指摘されていることから、本市においては現在まで見合わせてきたところである。今後入札の透明性を図る面からも、前向きに取り組む必要があると考えている。

Q 産業振興の推進について、近年農林水産省がサトウキビなどの食物を原料とした地球温暖化にやさしい燃料として、バイオ燃料の生産拡大を目指し、資源になる材料を地域で発掘する調査事業を二〇〇七年度から開始した。また環境省はバイオ燃料の大量生産に力を入れ、木材を原料に木質バイオエタノールを生産し、供給用のスタンドを関東と関西の大都市に整備し、四万台の車に燃料として供給することを昨年夏決定している。畜産県鹿児島で、この北薩地域も畜産農家が多いところであり、サトウキビを飼料用とし

て生産しながら、数年後にくるエタノール燃料生産基地として対応できる自治体として、本県、九州でも先駆けて取り組む自治体として声を出し、行動していく考えはないか。

A 農林水産省においてもサトウキビ系やカンショ、菜種等のバイオ燃料の実用化に向けた研究開発が進められているところである。サトウキビについては昔から本市でも主に黒砂糖の原料として多く栽培されているが、経済情勢等の変化により、現在では市内の生産面積は約二ヘクタールとなっている。また、近年はエタノール燃料の原料の一つとして実験段階であるが、一部供用を開始しているところもあり、自然条件にも恵まれていて本市においても、遊休農地解消対策や地域振興作物の一つとして、サトウキビは検討の余地があると考えている。我が国における大規模なエネルギープランテーションの導入については、現在検討中であるため、その動向をうかがい、黒砂糖製造の普及を図りながら、サトウキビ関連産業との関連も含めて検討していきたいと考えている。

市の活性化等について

檜柑 幸雄 議員

Q 市の活性化について、施政方針で商業の振興を図るため活力ある商店街の形成を目指すとしているが、本年度は具体的どのような推進をされるのか。

A 平成十八年八月に中心市街地活性化に関する法律が施行されたことを受け、基本計画に関する検討会を、昨年十月から行政内部での関係者会議を二回、商工会議所との意見交換会を一回実施している。中心市街地活性化計画の意義、必要性を十分認識し、計画策定に当たっては区域に必要な事業、具体的な内容と効果について、関係者との十分な連携を図りながら一体となつて取り組む必要があると考えており、商工会議所と連携を取りながら、この問題には取り組んでいきたい。

Q 市が発注する事業・業務について、適正な単価、賃金、労働条件が確保される条件を付した内容の公契約条例の制

定を図る必要があると考える
がどうか。

A 行政として地域経済の発展
を図るため、地元業者の育成
と地元雇用の創出をいかに図
るかは重要な問題であり、そ
こで働く人たちの環境、福祉
さらには不当労働行為企業の
排除、労基法、労組法など、
関係法例の遵守義務の重要性
も十分認識している。また、
先の市議会において公共工事
における建設労働者の適正な
労働条件の確保に関する意見
書が可決されており、公契約
条例の制定については今後検
討していきたいと考えている。

A 平成二十五年度まで多数の
定年退職者が見込まれ、併せ
て新規採用の抑制を計画して
おり、定員適正化は計画どお
り推進できるものと考えてい
る。ただ職員削減による行
政運営への影響も懸念してい
るところであるが、行政運営
に支障を来すことのないよう
な対策を講じる必要があるの
で、第四次行政改革大綱を基
本とし、事務事業の見直しや
民間委託等の導入を図りなが
ら時代に即応した組織、機能
の見直しを進め、行政運営を
行っていく。

Q 平成十八年度における早期
退職者に係る退職金の総額と
定年まで引き続き勤務して退
職した場合、退職金を含む給
与総額についてお尋ねしたい。
また、平成十九年度以降二十
五年度までの定年退職者は何
人か。

A 平成十八年度の定年前早期
退職者二十名に係る退職手当
の総額は、六億四千四百四十
九千円で、二十人の職員が定
年の六十歳まで在職した場合
の人員費の総額は、退職時の
給料を基に算定すると約十億
九千八百万円、退職手当は今
年度の定年退職者の平均退職
手当で算定すると五億三千万
円となり、合計が十六億二千
八百万円となる。また、平成
十九年度から平成二十五年度
までの定年退職者数は七十九
人になる。(総務課長)

Q 景観行政団体について、景
観緑三法が平成十六年十二月
に施行され、県は本年二月十
九日に本市が景観行政団体に
なることに同意したと発表し
た。景観計画、景観条例の制
定など、どのように推進され
るのか。

A 平成十九年度においては、
本市に有する景観資源の発掘
と課題整理を行い、協議会等
を設置するとともに住民の意
見聴取に努め、景観形成の基
本方針の検討を行っていくた
い。また平成二十年度におい
て、景観計画の検討・策定を
行う予定にしており、施策の
方向性としては長い海岸線を
展望できる景観づくり、港町
温泉町を生かした景観づくり、
文化、歴史を生かしたまちづ
くりを基本に、具体的事業に
ついて検討していきたいと考
えている。

A 教育改革大綱実施計画で市内
小・中学校の再編統合の検討
を進めるとしているが、どう
なっているのか。

Q 教育委員会では、平成十七
年五月に学校規模適正化協議
会が設置され、五回にわたっ
て会議が開催され、その中で
集約されたことなどを昨年提
言書として受け取った。その
結論と提言は、十分尊重すべ
きものと考えている。

Q 市内の小・中学校における
いじめ問題について、どのよ
うな取り組みをしているのか。

A 教育委員会としては、再調
査とあわせて学校ごとの指導
体制や教育相談の整備を再度
お願いし、心の教育年間指導
計画の作成、道徳授業の充実、
人権週間や心の教育の日の設
定、職員研修や教育相談の実
施、地域保護者との連携など
いじめ問題の発見とその解決
に努め、児童・生徒の安全・
安心な学校生活及び教育活動
の推進を図っていると心得て
いる。(教育長)

市民会館の 整備等について

山田 勝議員

Q 市民会館の整備について施
政方針で発表されたが、基本
構想と基本計画の進め方につ
いてお尋ねしたい。また、財
政計画と見通しについてはど
うか。



建設から41年を経過した市民会館

A 市民会館建設について、建設方向で基本構想、基本設計を平成十九年度、二十年度の二カ年度により策定することになっている。策定の方法は、市民説明会、市民アンケート調査を実施し、市民のニーズや民意を反映させながら、建設検討委員会及び庁内関係課によるプロジェクトチームを設置し検討を行い、建設地、土地利用等、また図書館等の複合施設のあり方等について策定したいと考えている。財政の今後の見通しについて、歳出については扶助費や繰出金を除き削減の方向へ向かうものと推測され、これを賄う

歳入については、今後も厳しい状況が続くことが予測されるが、行財政改革を一層推し進めることによって今後、十年間収支バランスがとれる財政運営ができるよう財政シミュレーションをしているところである。

Q 市役所が発行する封筒などの広告についての実施状況についてお尋ねしたい。

A 市役所に来庁された市民の方々に利用していただくために、市民環境課等の窓口にある封筒は、郵政公社の関連団体と市との契約により無償提供されており、封筒に掲載されている広告は、その団体の責任において掲載しており、広告料及び募集方法については、市は一切関与していない。

Q 封筒だけでなく、もつと広く企業に呼びかけ、財源の一部にもなるような広告の募集をする考えはないか。

A 封筒への広告の掲載について、封筒の作成や発送経費削減の一助とするために取り組みを進めてきたところであるが、具体的には税に関する封筒であることを考慮し、公益性のある法人に対し、これまで数回にわたり広告の掲載と

広告料の負担について依頼、交渉を行ってきたが、了解を得るまでに至らなかった。今後は公募による広告主の選定も視野に入れながら、経費節減に向けた広告掲載のあり方を検討していきたいと考えている。

Q 隣接の自治体と比較して、市民に共通する福祉や環境サービスについて、よいもの、変わらないもの、劣っているものを上げてほしい。

A 出水市、薩摩川内市と比較し、よいものについては、福祉サービス関係では身体障害者訪問入浴サービス事業を、本市と薩摩川内市で実施している。十九年度から実施予定の市内の法人が運営する福祉ホーム事業に対する維持管理費補助について、県内では鹿児島市以外では取り組みがされていない。高齢者福祉についてはシルバーハウジング生活援助員派遣事業を本市と出水市で実施している。児童福祉については企業内保育奨励事業が本市独自の事業である。また、障害児の放課後児童健全育成事業、学童クラブガッツを自主事業として取り組んでいる。十九年度から実施計

画しているものが、乳幼児医療費助成の六歳未満全額無料化と、保育料の三人目からを無料化する計画である。

変わらないものは、障害者福祉においては、障害者自立支援法に基づき、身体、知的精神障害の福祉サービスについては、障害の種類に関係なく平準化されてサービスが受けられるようになっていく。

高齢者福祉については国・県の指導のもとで、地方自治体が実施された事業が多く、高齢者在宅福祉サービス等は、事業種別や内容等に大きな差はない。児童福祉においては国・県の法定受託事務の負担金や補助事業が多く、児童手当、児童扶養手当、保育所事業が主なものである。

劣っているものについては、障害者福祉では福祉タクシー助成事業、自動車運転免許取得助成事業、自動車改造費助成事業を出水市、薩摩川内市が実施し、体育施設等の使用料減額を出水市が実施している。高齢者福祉では訪問理美容サービス事業、敬老バス乗車券交付を出水市が実施し、高齢者すこやか入浴券、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事

業を出水市、薩摩川内市が実施している。児童福祉では鶴の里子宝お祝い金を出水市が実施している。薩摩川内市が児童手当、父子手当、チャイルドシート一部助成事業、新生児紙おむつ支給事業などを単独で取り組んでいる。環境にかかわるものでは、指定ごみ袋の値段が、出水市は可燃ごみの大で二十枚入りを二百八十円で販売し、一枚が十四円となる。本市は十枚入りを三百十五円で販売し、一枚が三十一・五円となる。

Q 今盛んに言われている団塊の世代の方がどこに帰って家をつくるのか、住もうかという方々に、本市のよいところを説明できるように条件整備を行い、人口増対策に取り組まなければならないと考えるかどうか。

A 人口減少が続く本市にとって、団塊世代の人たちによる定住人口対策は大変重要な課題であり、受け入れ対策として帰郷志向者に対する定住支援窓口を設置するなどしながら、空き家情報の収集・発信など、定住促進支援事業に積極的に取り組んでいきたいと考えている。

第1回定例会で一部採択されました、平成18年度陳情第12号「所管事務調査と政務調査費及び日当廃止条例についての説明を求める陳情書」について、陳情への回答を以下のとおり掲載します。

1 所管事務調査について

①本年度も実施された所管事務調査という議会用語が理解できません。意味を御説明ください。また、これが毎年行われる必要性と、全員が同じ方向にそろって実施されることの説明も併せてお願いします。

(回答) 所管事務調査は地方自治法第109条に、常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査すると規定してあります。
毎年行われる必要性については、他市の状況等を研修することで議員の資質を向上させ、議案審議・議会活動へ寄与し、住民福祉の増進を図ることが期待され、年に1回は実施することが必要と認識しています。現在各常任委員会では、それぞれ調査事項を決定し、委員会及び本会議の議決により委員会単位で所管事務調査を行っています。

②本年度実施済みの所管事務調査について、各議員のレポートの公開と（各議員のレポート提出については当然のことながら義務づけられているものと考えます。）、この調査が阿久根市政にどのように反映され生かされるのか御説明ください。

(回答) 昨年第3回定例会で所管事務調査について、本会議で各常任委員長が調査結果を報告しています。各議員からのレポートの提出は義務づけられていないため、提出されていません。所管事務調査の成果をもとに2議員から一般質問が行われています。議員が市政への提言をすることで所管事務調査の成果は生かされていると考えます。

③所管事務調査に参加しなかった議員に対して、議会で貴重な時間をとり、問責決議をされたそうですが、当該議員が市民に与えた損害と影響をわかりやすく教えてください。なお、過去に参加しなかった議員の処遇についてもあわせて御説明ください。

(回答) 市民に直接的な損害はありませんが、所管事務調査は当該委員会で議決され、さらに本会議でも議決し、調査を決定しています。先進地を各議員が研修し、その結果を市政に反映するところが、参加しないことにより当該議員から市民への情報や市政への提言がされにくいことは、少なからず影響があったものと考えます。
過去参加しなかった議員については、体調不良、病気等の理由で参加しなかったものであり、処分等はされていません。

2 政務調査費について

①政務調査費の意味と必要性を御説明ください。

(回答) 政務調査費は、地方自治法第100条第13項及び第14項に規定され、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し政務調査費を交付できると規定されています。当市議会では、平成13年度から議員に対し月額1万円（年額12万円）の政務調査費を交付しています。平成19年度から政務調査費は廃止されました。

②各議員の調査成果の発表、及びこれにかかった費用の明細を添付した領収書の提出は当然義務づけられていると思いますので、公開をお願いします。

(回答) 領収書の添付は条例、規則では規定されていませんが、領収書の写しの添付をお願いしています。公開については、情報公開条例に基づいて請求することができます。

③所管事務調査と政務調査の違いを御説明ください。

(回答) 所管事務調査は、公務としての調査であり、議長の承認を要するものです。政務調査については、議員個人が行う議員活動に対する補助金で各議員が責任をもって執行するものです。

3 日当廃止条例案否決について

私たちは、日当廃止条例案の件を重く受けとめています。議会は提出された上記条例案を否決されたそうですが、条例案に反対された多数議員の理由、賛成された少数議員の理由をそれぞれ集約してください。

(回答) 反対した議員の討論を要約すれば、「旅費という日当は、出張先でのバス、電車、タクシー代等、公務上必要な諸経費として支給されるもので、国及び他の各自治体も共通の認識に立っている。公務出張に係る旅費の一部を、議会議員に限り個人で賄えとのことだが、議員の中には市の費用弁償の対象となる他の委員を兼ねている者もあり理不尽である。公務出張に対し個人の出費を求める命令は出せないものと解している。」となっています。

賛成した議員の討論として、「阿久根市の一番の政治課題は、行政改革であり、議員みずからできることをまず取り組まなければならない。鹿児島にバスで研修に行き、2,600円の日当で1,000円の昼食、残りは現金で渡されている現状は、現在の当市の事情から納得しがたいものがある。今議員みずから、行政改革に率先して取り組む姿勢を、市民・職員に示すため、本議案に賛成である。」となっています。詳細は平成18年第2回定例会、6月23日の会議録をご覧ください。

主な議案の内容

※ 議案第十六号

市議会議員に対する政務調査費の交付を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

※ 議案第十七号

副市長の定数を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

※ 議案第十八号

地方自治法の一部を改正する法律により、副市町村長制度の新設及び収入役制度が廃止されることに伴い、関係条例の一部を改正し、又は廃止しようとするもの。

※ 議案第十九号

月額報酬を受けるべき非常勤

第2回定例会

6月上旬開会予定です。

日程は、市の行政連絡放送（防災行政無線）でお知らせします。

職員が、月の中途において離職した場合の報酬を日額計算により支給するため、条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第二十号

市長の給料月額を二十パーセント減額するとともに、助役及び教育長の給料の減額措置を延長するため、関係条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第二十二号

市町村民税課税世帯が負担していた乳幼児に係る医療費についても全額助成するため、条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第二十三号

学校教育法等の一部を改正する法律により、盲学校等が特別支援学校に一本化されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

陳情書

※ 採択されたもの

◎ 日豪EPA交渉に関する陳情書

※ 趣旨採択とされたもの

◎ 単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合の上乗せ補助の実施についての陳情書

情書

※ 一部採択とされたもの

◎ 所管事務調査と政務調査費及び日当廃止条例案についての説明を求めた陳情書

※ 継続審査とされたもの

◎ 政務調査費の返還と辞職勧告等の決議を求めた陳情書

意見書

※ 可決されたもの

◎ 日豪EPA交渉に関する意見書

他市からの視察

☆ 四月二十六日

神奈川県秦野市議会 会派

(七名)

(遊休農地解消対策について・中山間地域総合整備事業について)

会期日程

会期

二月二十三日から三月二十七日

までの三十三日間

二月二十三日 本会議

〇 会議録署名議員の指名

〇 会期の決定

〇 議会運営委員会の委員の辞任(報告)

〇 議会運営委員会の委員の補欠選任

〇 諸般の報告

〇 施政方針

〇 委員長報告

〇 補正予算・一般議案・条例・当初予算(提案説明)

三月一日 本会議

〇 一般議案・条例・補正予算(質疑)、陳情

三月五日 委員会

〇 一般議案、条例、補正予算、陳情についての審査

三月七日・八日 本会議

〇 一般質問 本会議

三月九日 本会議

〇 委員長報告(補正予算)、表決

三月十二日 本会議

〇 総括質疑(当初予算)

三月十五日・十六日 委員会

〇 当初予算についての審査

三月二十七日 本会議

〇 委員長報告、表決

お知らせ

◎ 議会会議録の閲覧について、本会議の質問や答弁内容を詳しくお知りになりたい方は、市立図書館で「市議会会議録」をご覧ください。

市のホームページでも平成十五年第三回定例会からご覧いただけます。

※ 議会だより、議会傍聴に関するお問い合わせは、市議会事務局まで。

TEL (七二)〇八一五 FAX (七二)二〇二九

※ 本会議の様様をインターネットで生中継 市のホームページ(URL=http://www.city.akune.kagoshima.jp/)からリンク(平成18年度第4回定例会から録画中継でも見れます。)